



令和 6 年 4 月号



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

代表
便り

もしうちの娘がだまされたら！？

皆さん、こんにちは。

只今、確定申告ラストスパート中！（3月10日執筆）今年の約550件のうち残り30件ほど！今日開催されている名古屋ウィメンズマラソンでいけば、きっと名古屋ドームが見えてきた頃かと思います。

さて、タイトルで取り上げた、小学生が同級生に93万円だまされた！という事件。もしうちの娘がそんなトラブルに巻き込まれたらどうしよう(汗) …なんて、うちの娘は現金930円位しか持っていないので心配はないと思うのですが、いろいろ考えておく必要があるなと思いました。

さてさて、軽い話題で場を温めたところで。

最近、メガネの予備を買いました。従前のメガネはどうやらレンズに傷がついているようで、ちょっと気になるけど捨てるほどではないという状態。視力は0.3位なので普段はそこまで必要ないのですが、無いとやっぱり不便でした(汗)

テレビで良く見かける、天才成田悠輔さんのメガネでも買ってイメチェンしてみようかとも思いましたが、そこまで勇気が出ず、普通にJINSで買ってしまいました。



という大変お疲れな脳みそなもので、軽い話題を重ねたのでした(笑)

本店
便り

相続登記の義務化が始まります

文責：亀田

春風が心地いい頃となりましたが、皆様お変わりなくお過ごしでしょうか。ところで今月から「相続登記の義務化」が始まりますのでご説明をします。

<令和6年4月1日から相続登記が義務化されます>

- ①相続(遺言も含みます)により不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。
- ②遺産分割が成立した場合には、これによって不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に、相続登記をしなければなりません。

※令和6年4月1日より以前に開始した相続によって取得した不動産についても、相続登記していない場合は義務化の対象となります。その場合は、令和6年4月1日から3年以内に申請する必要があります。

①・②のいずれについても、正当な理由なく義務に違反した場合は10万円以下の過料の適用となります。

<ではなぜ義務化をされるのでしょうか>

相続登記がされないことによって、登記簿を見ても現在の所有者が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺の環境悪化や民間取引・公共事業の阻害が生ずるなどの社会問題となっています。

この問題を解決するため、令和3年に法律が改正され、これまで任意だった相続登記が義務化されることになったのです。

相続登記についてご不明な点がある場合は、お近くの法務局(予約制の手続き案内を実施中)、または弊社の担当者へお気軽にご相談下さい！

<次のページへ続く>



<前のページからの続き>

【参考】

法務省 相続登記の申請義務化に関する Q&A

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00565.html

東京法務局 相続登記が義務化されます（令和6年4月1日制度開始）

<https://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/page000275.html>

経営
情報

電子帳簿保存法について

文責：恩田

2024年より電子帳簿保存法の対応が義務化となりました。

電子帳簿保存法では原則として、「改ざん防止の措置をとること」、「日付・金額・取引先で検索ができること」を満たした上で保存しなければなりません。

しかし、令和5年の改正により、「基準期間（2事業年度前）の売上が5,000万円以下の方」、「電子取引データをプリントアウトした書面を取引日、取引先ごとに整理された状態でいつでも提示できる方」に関しては、検索機能の全てが不要になります。

そのため、上記の方々は電子データの保存において「改ざん防止の措置をとること」のみのご対応で電子帳簿保存法を満たすことになります。

また、資金不足、人手不足、システムの整備が間に合わないなどの相当な理由がある場合は、「改ざん防止の措置をとること」、「日付・金額・取引先で検索ができること」のご対応は必要なく、書面の保存と電子データがいつでも提示できる状態であれば良いとされています。

<令和5年度税制改正による要件緩和（一部抜粋）>

対象		I.改ざん防止措置	II.検索機能の確保	その他の要件
全ての事業者	原則	必要	必要	
	例外	必要	不要	<ul style="list-style-type: none"> 出力書面を日付等ごとに整理して保存（売上高5,000万円以下の事業者は出力書面の保存も不要） 税務職員から求められた際にデータで渡す（データを消去しない）
相当の理由によりシステム対応が間に合わなかった事業者等		不要	不要	<ul style="list-style-type: none"> 出力書面の保存 税務職員から求められた際にデータで渡す（データを消去しない）

→ システム対応が間に合わないといった相当の理由がある事業者等については、上記 I、II の要件が不要となり、「出力書面を保存」し、「税務職員から求められた際にデータで渡せる」状態にしておけば、多くの中小企業が従前の保存方法のままが良いこととされます。

電子データの中でも、EC サイトなどでマイページ上から領収書のダウンロードができる場合、領収書のデータ保存期間が7年以上の場合は必ずしもダウンロードの必要はないとされています。

ご不明な点があれば各担当者へご相談ください。

【参考】日本商工会議所 「電子取引データの保存要件が緩和されます」

<https://www.jcci.or.jp/2023denchouhou.pdf>

GW期間中の休業日のお知らせ

4月27日(土)~29日(月・祝)、および5月3日(金・祝)~6日(月)

(4月30日(火)~5月2日(木)、および5月7日(火)~は通常営業いたします。)

皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解を賜ります様お願い申し上げます。



インター
店
便り

証明写真は どうして写りが悪くなるのでしょうか？

文責：大脇

こんにちは🌸！春の気配もようやく整い、心浮き立つ今日この頃…
(執筆時は、まさに確定申告期限の数日前のため、頭から湯気が沸き立
っていますが(笑))。

この4月には、本店だけでなくインター店にも！社員1名パートさん
2名が入社される予定で、いまからワクワクしております♪



さて、私も採用面接を担当することがありますが、実は「面接時に聞いていけない項目」が結構あって
質問するにも難しいんですよ。

具体的には11項目あります。

●本人に責任のない事項は聞いてはいけない…

①本籍・出身地に関する事

②家族に関する事 「お父さんの職業は？」等がこれにあたります。

③住宅状況に関する事 「賃貸住宅ですか？」等がこれにあたります。

ただし、ここ最近では在宅勤務等勤務スタイルも様々になっていることから、在宅勤務の環境が整って
いるかどうかは確認してよく、例えば「業務可能な場所が確保できているか？」や「照明やインター
ネット環境の状況」を聞くことは違反にならないとされています。

④生活環境・家庭環境などに関する事

●本来自由であるべき事項を聞いてはいけない…

⑤宗教に関する事

⑥支持政党に関する事

⑦人生観、生活信条に関する事 「あなたの信条としている言葉は何ですか？」もNGです。

⑧尊敬する人物に関する事

⑨思想に関する事 「将来、どんな人になりたいと思いますか？」もNGです。

⑩労働組合に関する事

⑪購読新聞・雑誌・愛読書等

犯罪歴に関しては、法律上で必ずしも聞いていけないことになっていません。例えば、車の運転が必須
の業務において、安全運転ができる資質を確認するために、交通の犯罪歴を聞くことは許されています。

20数年前…まだ中小企業の(女性の)育児休業取得がかなり低く、女性は結婚や妊娠をきっかけに退
職することが多かった時代。当時20代半ばだった弊社スタッフのF氏は、自分の面接の2日後に面接を
受けた同じ年の女性が「彼氏はいますか？」という質問をされたと聞いて、「なぜ私にはその質問をしな
かったんですか？」と面接を担当した事業主に聞いたところ、「あなたには見るからにいないと思って」
と言われたとか(笑)。

「結婚する予定はありますか？」等は、当時も今も男女雇用機会均等法に抵触するNG質問です(笑)。

性別の問題では、2021年4月に厚生労働省が新たな履歴書の様式例として、性別欄を任意記載事項と
した履歴書を公表しました。また、「通勤時間」「扶養家族(配偶者を除く)」「配偶者」「配偶者の扶養義
務」の4項目を削除しました。トランスジェンダーなどLGBTQの労働問題の改善を支援する団体からの
要望だそうです。

採用面接時の不快な質問は、応募者がその内容をSNSに投稿し、印象の悪い内容が拡散されると企業の
イメージ低下にもつながります。正しい採用面接を行うには自社の採用活動に関する内容を見直し、企業全
体で認識を合わせることも大切ですね。

行楽
日記

(報道)写真の不思議

文責：青山

「報道写真」ってなんだろう？「中日新聞報道写真展」のポスターを見かけたとき、ふと、思いました。報道で使われた写真の展示？なんとなく興味が湧いたので、中日新聞報道写真展に立ち寄って行きました。



入ってみて最初に思ったのが、思っていたより多彩、でした。

中日新聞報道写真展ということなので、新聞で使われた写真の展示なのかな？そうすると、野球・災害・社会問題(+最近は将棋も?)あたりがほとんどかな？そういうふうに予想していたのですが、良い意味で予想外。いろいろなカテゴリーの写真が展示されていました。

地域の行事・季節の風物詩・風景なんかを撮った写真なども展示してあって、見るものの多い催しでした。あと、『中日ドラゴンズ』と『春日井市』のカテゴリーがあったのは、中日新聞の展覧会ならではだ、とほほえましく感じました。

今回、特に印象的だったのが、掲載されている写真の構図。

伝えたいこと・その場の状況・被写体、それらに合わせた角度(と表現すればいいのだろうか)があるのだな、と思わせられる写真が多かったです(うまく言語化できていない…)。正面から撮られた見出し映えしそうな写真。流れていく一瞬をさっと切り取ったような躍動感のある写真。状況を端的に現している俯瞰視点の写真。いろいろな視点があるな、と。正面から撮られた写真も、何種類も見てみると、ひとつひとつ、角度が微妙に異なっていることに気づいたとき、よりいっそう、そう思いました。

だからなのか、今回、どんな人が撮ったのだろう・何を思って撮ったのだろうと思うことが、良い意味で多かったです。あるいは、撮影者の存在を意識させられる写真が多かったからなのかもしれません。普段、自分は写真を見ているとき、撮影者がいることを意識しているだろうか。そういうことを考える良いきっかけにもなり、おもしろい体験でした。

そういえば、報道写真を眺めていたとき、頭をよぎったことがひとつ。

空気感のようなものも含めた、「場」というものを写し出そうとしているのかな、と。必ずしも、被写体そのものに焦点を当てて写しているわけではないように思いました。報道写真のこういう一面、新聞やネットニュースを流し読みしているときは、気づかなかったです。ニュースだけが報道ではない、ということなのでしょう。

余談ですが、FORUM PRESS Vol.113(かすがい市民文化財団広報誌)に、展示写真に関する撮影者インタビューが載っていました(2枚の写真についてのみでしたが)。こちらもおもしろい読み物でした。

4月の税務

- ・固定資産税(都市計画税)の第1期分 納付期限…4月中において各自治体の条例で定める日
- ・令和5年分所得税の振替納付 納付期限…4月23日(火)
- ・令和5年分消費税の振替納付 納付期限…4月30日(火)
- ・2月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)、
8月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分) 申告期限…4月30日(火)

無料経営相談実施中!!!

代表税理士・三上の無料経営相談を随時実施いたしております。ご希望がございましたらお気軽に担当者までご連絡ください!日程を調整させていただきます。

三上税理士法人

- 本店 〒486-0914 愛知県春日井市若草通 4-92
TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039
- 春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108-9
TEL:0568-82-7770 / FAX:0568-82-7771
- ◆共通メールアドレス mikami@taxer.info